

日本における障がい者スポーツを 通じた国際協力の展開

遠藤華英

はじめに 国際協力とスポーツの結節

近年、国際連合を中心とした国際機関によって、国際協力事業にスポーツの活動を取り入れる試みがなされている¹。従来の経済開発や社会開発では一向に進まない格差の是正を前に、スポーツが様々な開発課題に関連を持ちうる、あるいは人間の安全保障に向けた普遍的価値の普及に資するという見方がなされている²。災害後の精神的負担の緩和、紛争の予防・解決、ジェンダー格差の是正、HIV/AIDS患者や障がい者などのエンパワメントや社会包摂など、国際協力の事業目標に対してスポーツが関与しうる領域は多面的な性格を持つと示唆されている³。

1. 国際協力分野における障がい者スポーツ

本稿では障がい者スポーツ（注1）に関する国際協力の展開に着目する。特に2000年以降、「完全参加」と「平等」というスローガンの下、国際社会として「障がい」の問題を捉え、障がい者の選択肢拡大と権利向上を目指す重要性が認識されている⁴。国際的に障がい者の権利向上への意識が高まったことを背景として、途上国における障がい者の社会参加を促進する一つの触媒としてスポーツ振興が位置づけられてきた⁵。障がい者スポーツには、従来の身体的回復を目指すリハビリテーションとしての役割のみならず、途上国社会における障がい者個人のエンパワメント、社会の障がい者に対する見方の変容、社会参加の促進という役割が期待されている⁶。そういった意味で、IPC（International Paralympic Committee：国際パラリンピック委員会）の活動は、このような国際的な潮流と親和性があるといえる。IPCは、途上国のパラリンピックへの参加を奨励しており、2012年からはIPC傘下のアギトス財団を主軸として、途上国におけるパラリンピック委員会の設立および大会出場に関するサポートを行っている⁷。

日本においても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定をきっかけに、スポーツを通じた国際協力の関心が高まっているといえる。我が国のスポーツを通じた国際協力は、主にODA（Official Development Assistance：政府開発援助）により実施されている。その中でも、ODA実施機関の一つであるJICA（Japan International Cooperation Agency：国際協力機構）の青年海外協力隊事業が、中心的な役割を担ってきた⁸。障がい者スポーツに関連する事業は、数こそ多くはないが、体育や養護教育、あるいはスポーツ普及の一環として着実に実施されてきた。また、一部の民間団体や競技団体は、日本における障がい者スポーツ振興と同時に、途上国への普及・促進活動にも取り組んでいる。しかし一方で、これまで障がい者スポーツに関連する国際協力の取り組みは、ODA、JICA、NGO、競技団体など個々の組織によって実施されてきたこともあり、日本全体としてどのような事業が行われてきたのか把握されていない。

そこで、本稿は、JICA ボランティア事業が開始された1965年を起点とし、日本における障がい者スポーツを通じた国際協力の活動事例をできる限り広く調査し、日本全体としてどのような国際協力事業を実行してきたのか整理したものである。

2. 本稿における障がい者スポーツを通じた国際協力の視座

スポーツと開発には、スポーツそのものの振興を目指すのか、手段としてスポーツを用いて開発課題の解決を目指すのかという2つのアプローチが存在する。国際協力とスポーツの関係を表す言葉として、Levermore ら（2009）は、“Development of Sport”と“Development through Sport”を用いている。前者は技術の向上など、スポーツそのものの発展を目的とする取り組みを指し、後者はスポーツとは直接関係を持たない社会課題の解決を目的に、スポーツを手段として活用する試みを指す⁹。障がい者スポーツの文脈に即してみれば、障がい者スポーツ自体の普及・促進を重視して活動を展開するのか、それとも、「障がいと開発」という社会的視座に立つ事業の一つとするのか、この2つのアプローチが考えられる。近年の国際的な「スポーツを通じた開発」の潮流をみれば、「障がいと開発」に関連する課題解決のためにスポーツを用いるという後者の意味合いが強いと考えられる。

日本のこれまでの「スポーツを通じた開発」は、主に普及促進・参加支援などのスポーツ振興自体への貢献を目的に実施されてきた¹⁰。障がい者スポーツに関連した国際協力事業に当てはめてみれば、例えば、当該国の人々に対して障がい者スポーツの紹介や技術指導を行う活動などが該当する。この日本型支援に対しては、時に開発課題との関連

性を意識した世界的な潮流とは乖離しているとの批判もあるであろう。しかしながら、Coalter (2010) が指摘するように、スポーツ自体の発展を目指すのか、他の社会課題を解決するためにスポーツを手段化するのかという両概念は、実際の事業において明確に区分けするのは困難であり、両概念は重なり合うと指摘している¹¹。つまり、障がい者スポーツを通じた国際協力は、スポーツ自体の振興という面も、スポーツを手段とした社会開発という面も内包しており、事業の中に両者が混在している点が示唆され、障がい者スポーツ振興を目的とした国際協力は、障がい者が当然の権利としてスポーツに参加できる社会環境を追求するアプローチであるとも理解できる。

そこで本稿では、障がい者スポーツ自体の振興に特化した国際協力事業に着目する。よって、①障がい者スポーツ自体が活動内容に用いられている、あるいは②カウンターパートや裨益対象が障がい者スポーツの統括団体である国際協力に焦点を絞って考察することとした。

3. 障がい者スポーツに関する日本の国際協力事業の展開

3-1. 障がい者スポーツに関する国際協力事業の体系的整理

障がい者スポーツに特化した日本の国際協力の事例は必ずしも多くはないが、JICA や外務省在外公館が実施する政府系事業および競技団体、NGO が実施する民間系事業を可能な限り収集し、これまで実施された活動の体系化を試みた。

まず、JICA ボランティア事業については、JICA 資料室への照会を基に、「障がい者」「スポーツ」あるいは「体育」が関連する事業を収集した。1965年の派遣当初から2014年度まで、障がい者支援とスポーツ・体育が関連する213件実施されている。主に「養護」や「体育」といった職種にボランティアが派遣されており(表1)、障がい児の総合的な体育・運動の支援活動が中心となっている(表2)。

213件のうち、本稿で扱う①障がい者スポーツ自体が活動内容に用いられている、あるいは②カウンターパートや裨益対象が障がい者スポーツの統括団体である事業は、37件であった(注2)。政府系の支援事業については、JICA ボランティア事業のほかに、草の根無償・技術協力プロジェクト、日本外務省在外公館主催の事業などがある。これらはJICA ナレッジサイト上の検索および照会から抽出した(2016年3月時点)。

民間組織による取り組みに関する調査は、Sport for Tomorrow (以下「SFT」と略す)(注3) コンソーシアムに加盟する会員(但し2015年12月31日時点での会員)を対象として選定した。SFT コンソーシアムは、NGO や競技団体、民間企業など多様な組織に

表1. JICA ボランティア職種別派遣数養護

職種	件数
養護	83
体育	62
青少年活動	40
小学校教諭	8
水泳	8
陸上競技	3
ソーシャルワーカー	2
卓球	2
バレーボール	1
空手道	1
柔道	1
障がい者体育	1
鍼灸マッサージ師	1
合計	213

表2. JICA ボランティア競技一覧

競技
バスケットボール (車椅子バスケットボールを含む)
車いす陸上
水泳
陸上競技 (車いすマラソン陸上競技を含む)
新体操
テニス
サッカー
柔道(視覚障がい)
体操競技
卓球
ゴールボール
パラバレーボール
空手
体育・総合運動

よって構成されている。そのため SFT は、障がい者スポーツを通じた国際協力に関する民間レベルの事業を網羅できる枠組みであると判断した。加盟団体が運営する各ホームページを介し、団体の活動履歴から障がい者スポーツに関する国際協力の情報を収集したところ（2016年3月時点）、6団体による10の事業の存在が明らかになった。以上の手順によって収集した事業数を政府レベル、民間レベルごとに表に取りまとめた（表3）。

表3. 本研究で収集した事例数

事業主体分類		事業数
政府系	JICAボランティア	37
	草の根無償等*	17
	在外公館	6
民間系	競技団体・NGOなど	10
総計		70

*草の根無償（支援型、パートナー型、地域提案型）、技術協力プロジェクト、草の根技術協力、個別案件（専門家派遣、国別研修、第三国研修）、研修コースを含む。

また、上記の事業を外務省の地域区分に従い、裨益対象国を分類すると下記の表の通りとなり（表4）、アジア、南米地域を対象とした事業が約7割を占めていることがわかる。

収集した70事例を基に、これまでどのような協力活動が行われてきたのかを体系的に

理解するため、事業実施に際して投入された資源および活動内容を基に資金協力、物的協力、人的協力を類型化した。しかしながら、実際の事業に投入される資源は単一ではなく、複合的に組み合わせられている（図2）。例えば、スポーツ用品を支援先に寄贈す

表4. 対象事例における裨益対象地域別の事業数

裨益対象地域	該当事業数
アジア	27
南米	21
中東	6
アフリカ	6
欧州	1
全世界**	9
合計	70

**特定の国・地域を対象としていない事例を指す。

図1. 対象事例における裨益対象の地域別割合

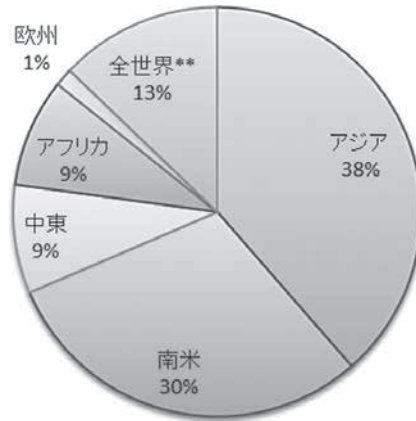
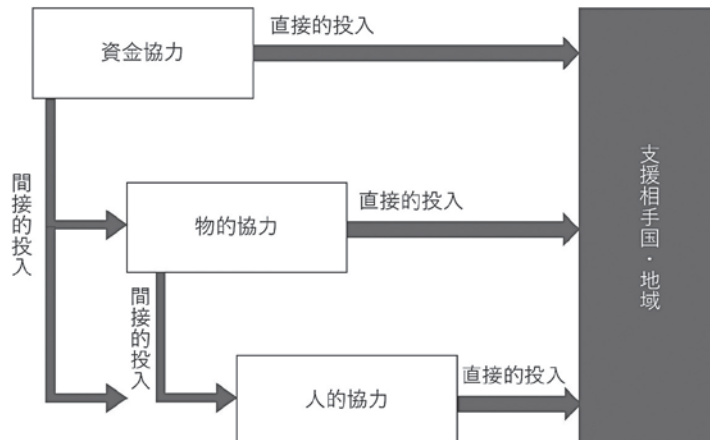


図2. 事業に投入する資源フロー



る場合、物品のみならず、輸送に係る資金的なコストが生じている。また、指導者の派遣を行う場合には、資金的コストに加え、現地で使用するスポーツ用具・用品も同時に投入されるであろう。そこで本稿では、資源支援相手国・地域に対して直接的に投入される資源の形態別に分類し、活動形態とすることとした（表5）。

表5. 障がい者スポーツを通じた国際協力の体系

協力区分	活動形態	活動内容	該当事業数***
資金協力	資金提供	物品の購入、競技場の建設、研修会の開催など、当該国における障害者スポーツ振興に充てる資金を提供する。	5
	資金調達・提供	試合や大会などスポーツに関連するチャリティイベントを通して得た資金を提供し、現地の障がい者スポーツ振興活動に活用する。	3
物的協力	用品・用具提供	障がい者スポーツ活動に必要な衣類や道具、車椅子や義肢装具を提供する。	7
	用品・用具の調達・提供	障がい者スポーツ活動に必要な衣類や道具を組織外から回収し寄付する。	1
	資料提供	障がい者スポーツに関連する教材・資料を提供する。	4
人的協力	競技指導	当該国の障がい者スポーツ選手・コーチなどを対象に育成・指導を行う、または競技の紹介を行う。	62
	組織運営	当該国の障がい者スポーツに関する制度・システム・組織の改善のためマネジメントに関するサポートを行う。	9
	管理指導	スポーツ実施に必要な車椅子や義肢装具のメンテナンス手法を伝授する。	7
	イベント開催・運営	現地で競技大会、障がい者スポーツイベント、講習会などの企画・運営、もしくはそのサポートを通じ、現地の人々に参加機会を提供する。	10
	競技研修受入れ	選手や指導者を日本に招待、もしくは受け入れ、試合や練習機会を提供し、人材の育成・指導を行う。	17
	マネジメント研修受入れ	当該国のマネジメント人材を日本に招待、もしくは受け入れ、障がい者スポーツの制度・システムに関する情報を伝授する。	9
	インフルエンサー	アスリートなど社会的影響力を持つ人物が途上国の障がい者スポーツ振興に積極的に参加・啓発を行い、広報的役割を担う。	2

*** 複数の活動形態を組み合わせている事例があるため、各形態の活動数の合計は70を超えている。

3-1-1. 資金協力

資金協力は、現地の障がい者スポーツ振興を目的に資金を提供する経済的な協力である。「資金提供」は、組織が有する経済的資源を、途上国の障がい者スポーツ振興のために提供する活動形態を指す。「資金調達・提供」は内部の資金ではなく、外部から資金を調達し、その資金を途上国に提供する活動形態である。例えば、チャリティを目的としたスポーツイベントの開催を通じて、その参加費などを資金調達源として障がい者スポーツ振興事業に寄付する形態が該当する。

3-1-2. 物的協力

物的協力は、途上国の人々がスポーツ活動を行う際に必要な物資の提供や、物理的な環境整備を進める活動である。ボールやスポーツウェア、車椅子や義肢装具など障がい

者スポーツを行う際に必要な衣類や道具は、組織が所有する資源をそのまま提供する「用品・用具提供」と、組織の外部から回収し、提供する「用品・用具の調達・提供」に分かれている。

「資料提供」は、使用される言語やスポーツ環境など現地の状況に応じて教材等を作成し、配布する活動形態である。

3-1-3. 人的協力

人的協力は、日本の障がい者スポーツに関わる人的資源を提供することによって、当該国・地域における障がい者スポーツの発展に寄与する試みである。「競技指導」は、実際に日本から障がい者スポーツの指導人材を派遣し、競技力向上や普及活動、コーチの養成を目的として障がい者スポーツの技術や知識を共有する活動形態である。「組織運営」は、スポーツスキルではなく、当該国の障がい者スポーツに関する制度・システムの向上のために統括組織や関連団体の運営をサポートするものである。さらに、「管理指導」は、競技実施上に必要となる競技用車椅子や義肢装具の製造・メンテナンス技術を伝授するものを指す。「イベント開催・運営支援」は、広く障がい者スポーツに携わる機会を提供するために現地でスポーツイベントを開催する、あるいは現地の人々が主催するスポーツイベントの運営をサポートする活動形態である。

他方、現地のみならず、日本国内でも人的協力が行われている。「競技研修受け入れ」は、選手や指導者を招き、日本国内においてスポーツ指導やスキルの共有を行う活動形態である。「マネジメント研修受け入れ」は、競技関係者などマネジメント人材を対象として日本で研修を行う形態である。

また、「インフルエンサー」は、アスリートなど社会的影響力を持つ人物が障がい者スポーツの普及・促進に関わる国際協力の主導的な立場となり、積極的に事業に参加する形態である。日本人アスリートが事業のオフィシャルサポーターやアドバイザーとして携わる活動などが該当する。

3-2. 日本の障がい者スポーツに関する国際協力の特徴

日本の障がい者スポーツに関する国際協力は、日本から人材を派遣し現地でプログラムを展開する事業、あるいは当該国から選手や競技関係者を招聘し日本国内で研修する事業など、人的協力の実績が多く蓄積されている。草の根のスポーツ活動支援から、パラリンピック出場を目指す選手発掘・育成、指導者の養成など多様なレベルに応じた事業が実施されているといえる。人的協力の中でも、主たる活動形態は日本からの派遣事業であるが、招聘事業も少なからず実施されており、さらには両事業を有機的に組み合

わせ、一つのプロジェクトとして一定期間に実施される場合もある。

人的協力では、障がい者スポーツ普及や選手育成のみならず、同当該国の障がい者スポーツ振興に関わるプログラム・制度設計にも携わる例が多くみられた。2009年から行われた「ラオス障害者スポーツ振興プロジェクト」(JICA 草の根技術協力・支援型)は、選手育成のみならず、パラリンピック委員会の設立・運営、現地のスポーツ関連省庁との関係構築がプロジェクト内で同時に進められた。多くの途上国・地域においては、障がい者スポーツの基盤が整備されておらず、直接コーチングする選手のみならず、統括する組織や社会制度にまで関与しなければ効率的な支援を展開できないという状況が背景にあったものと考えられる。トップアスリートを輩出し、相手国においてロールモデルとなるような人材の育成も重要であるが、事業成果の持続性を担保する上では、支援の終了後、当該国の人々により障がい者スポーツシステムを継続的に運営するためのキャパシティを形成するサポートが肝要である点を浮き彫りにした実例といえよう。

他方、資金や物資のみを提供する事例数は少なく、概して他分野の国際協力で提供された資金や物資の一部が、障がい者スポーツ分野に活用されている。例えば、障がい者全般を対象とした車椅子の製造技術支援の一部に競技用車いすが含まれる事例や、建設されたりハビリテーションセンターが障がい者スポーツ施設として活用されている事例が該当する。特に、競技用車いすや義肢装具を他国からの支援に依存せず、恒常的な生産体制を整備するには、現地の人々による製造・修理技術の習得および製作所の自主的運営が求められるが、このような支援事業には多額の資金、人的労力、時間的コストが必要となるため、障がい福祉や就労支援など障がい者全般に係る国際協力の範囲で実行されたと考えられる。

また、障がい分野にスポーツ分野が含まれるという枠組みではなく、両分野を共に反映した事業目標が設定される場合もある。2004年12月から2007年3月にマレーシアで実施された「東南アジアにおける車いす製造技術移転および車いすスポーツ普及講習」(JICA 草の根技術協力・パートナー型)は、マレーシアに所在する国立リハビリテーションセンターに入所する障がい者を対象として、車いす製造技術の技術移転と、車いすスポーツの普及・競技力向上支援が同じプロジェクト内で行われた事例である。国際協力における障がい者スポーツ振興と障がい者就労支援の好循環作用については、すでに国際機関において議論されているが、日本においても、事業に投入する資源不足を補足するための方法としてのみならず、社会開発とスポーツの接続性を重視した試みとして解釈しうるといえる。

4. 日本以外の障がい者スポーツを通じた国際協力の動向

日本の国際協力事業の今後の展開を考える上で、他国の動向も注視する必要がある。本稿の分析対象には含まれてはいないが、国際競技団体や主要先進国による事業のうち、特に本稿との関係で留意すべき若干の事例について簡単に付言しておきたい。

本稿冒頭でも述べた通り、IPCは、途上国のパラリンピックへの参加促進に向けた中心的な役割を担っている。特に、2000年以降のIOC（International Olympic Committee：国際オリンピック委員会）とIPCの連携は、参加国拡大への機運を醸成するのみならず、資金面など開催にかかるコストの軽減やマーケティングに関する知見の共有など、パラリンピックの規模拡大につながったとされている。実際に、2004年アテネパラ大会からは、IPCがIOCや開催国のオリンピック組織委員会と連携したことで開催負担が軽減され、参加国の費用負担が不要となったことは、途上国の大会参加に影響したと考えられる。

オーストラリアや韓国、アメリカ合衆国における政府系援助機関では、障がい児・者を対象としたリハビリテーションや運動プログラムの紹介、コーチの派遣など日本の支援と同系統の支援を行っている。2000年シドニーパラ大会の開催時には、オーストラリア政府としてカンボジアのパラバレーチームの参加支援を行っており、カンボジアにとってはパラリンピック大会への初出場をかなえる出来事であった。

また注目すべきは、先進諸国のみならず、途上国を多く含む東南アジア諸国は、独自の国際協力・交流プラットフォームを有している点である。当該地域では、国際的には唯一存在する準地域的な障がい者スポーツ大会であるASEAN Para Games（アセアンパラゲームズ）を2001年から開催している。大会の主催は2000年に設立されたASEAN Para Sports Federation（アセアンパラスポーツ連盟）が担っており、2年に一度の大会を開催している。連盟は大会開催に関わる業務のみならず、加盟する各国パラリンピック委員会がクラス分けや審判制度、車椅子や義肢装具の製作に係る情報・知識を共有の場として機能している。

5. おわりに

本稿は、障がい者スポーツ自体が用いられている、あるいは裨益対象が障がい者スポーツの統括団体である支援事業のみに着目したが、「障がいと開発」という視点から考えると、例えば、マラソン大会やサッカーイベントなど非障がい者主体のスポーツ事

業において募った募金や収益を、途上国の障がい者の自立支援活動に寄付するなど、より広範な事例が考えられるであろう。

基本的に、障がい者スポーツの支援の裨益対象は障がい当事者であると考えられる機会が多く、これは障がい者スポーツを広く普及させることによって、障がい者のスポーツ環境を改善するというアプローチに立つものとして解釈できる。しかしながら、国際協力分野に限らず、そもそも「障がい者スポーツ」という概念は、障がいの有無、性別、年齢に関係なく実施できるひとつのスポーツの形態であるともいえる。この観点では、支援内容に込められるコアバリュー、想定する裨益者や活動目的も異なり、「障がいと開発」以外の社会課題に関連するプログラムとして「障がい者スポーツ」を活用しうるとも考えられる。これまでの実践例にみられように、障がい者のスポーツ参加促進を優先目的として障がい者スポーツ振興をサポートするのか、あるいは障がい者スポーツをひとつのスポーツとして切り取り、より幅広い社会的課題の解決を目指すのか、事業の目的や特性に応じて、多様な国際協力プログラムが展開できるといえよう。

注

- (1) 本稿における障害者スポーツの定義は、DePauw (2005) を支持し、主に障がい (impairment) を持つ人々が実施するためにルール等を適合化させたスポーツという立場を取る。
- (2) たとえば、養護や体育、青少年活動の一環として障がい者に対しスポーツ・体育・レクリエーション活動を実施している事業が多く見受けられるが、本稿では障がい者を対象とした活動にスポーツプログラムが取り入れられている状態ではなく、障がい者スポーツ自体の振興を意図した事業という文脈で理解するために、今回は対象外とした。
- (3) SFT は、2020年までに官民連携のもと構築されたネットワークを活用し、開発途上国を中心とした国・地域を対象に推進されるスポーツ国際貢献事業である。

引用参考文献

- 1 Kidd, B., 2013, "A New Social Movement: Sport for Development and Peace," Jackson, S. J., Haigh, S. (eds.), *In Sport and Foreign Policy in a Globalizing World*, Routledge, 34-36.
- 2 清水論, 2014, 「スポーツを通じた国際開発学の位置」, 清水論編『現代スポーツ評論31号: スポーツを通じた開発のいま』, 創文企画, 8-18.
- 3 Levermore, R., 2010, "CSR for Development through Sport: Examining Its Potential and Limitations," *Third World Quarter*, 31 (2), 223-241.
- 4 森壮也, 2006, 「『開発と障害』を考えるために必要なこと」, 森壮也編『開発問題と福祉問題の相互接近: 障害を中心に』, 日本貿易振興機構アジア経済研究所, 3-18.
- 5 Beacom, A., 2009, "Disability Sport and the Politics of Development, Sport," Levermore, R., Beacom, A. (eds.), *Sport and International Development*, Palgrave Macmillan UK, 98-123.
- 6 Parnes, P., Hashemi, G., 2007, "Sport as a Means to Foster Inclusion, Health and Well-Being of People with Disabilities," *Literature Reviews on Sport for Development and Peace*, 124.
- 7 International Paralympic Committee, "7: First IPC-IOC Agreement," <https://www.paralympic.org/feature/7-first-ipc-ioc-agreement>, (October 25, 2018).
- 8 齋藤一彦, 2000, 「開発途上国への国際スポーツ教育協力の現状と課題: 青年海外協力隊事業

- を中心に], 『平成11年度国際協力事業団客員研究員報告書』, 国際協力事業団国際協力総合研修所, http://open_jicareport.jica.go.jp/170/170/170_000_11635976.html, (2018年10月13日).
- 9 Levermore, R., Beacom, A., 2009, "Sport and Development: Mapping the Field Sport and International Development," Levermore, R., Beacom, A. (eds.), Sport and International Development, Palgrave Macmillan UK, 1-25.
 - 10 岡田千あき, 2015, 「スポーツを通じた開発の概念と周辺領域」, 『生産と技術』, 67 (2), 85-87.
 - 11 Coalter, F., 2010, "The Politics of Sport-for-Development: Limited Focus Programmes and Broad Gauge Problems?" International Review for the Sociology of Sport, 45 (3), 295-314.
 - 12 Sport for Development and Peace International Working Group, 2008, Harnessing the Power of Sport for Development and Peace: Recommendations to Governments, 179.
 - 13 Lauff, J., 2011, "Participation Rates of Developing Countries in International Disability Sport: a Summary and the Importance of Statistics for Understanding and Planning," Sport in Society, 14 (9), 1280-1284.
 - 14 Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade, 2000, "Senator Patterson Welcomes Cambodia's Paralympic Team," Focus, http://dfat.gov.au/about-us/publications/Documents/p34_focus_dec00.pdf, (August 31, 2018).
 - 15 スポーツ・フォー・トゥモロー, <https://www.sport4tomorrow.jp/jp/>, (2018年12月9日)。

Developing International Cooperation in Japan through Disability Sports

Hanae ENDO

In recent years the United Nations and other international organizations have experimented with incorporating the power of sports into international cooperation projects. Challenged by the near lack of progress made in reducing inequalities via traditional forms of economic and social development, these organizations have come to form the view that sports can be relevant for a range of development issues, and that sports can contribute to spread universal values for the purpose of security for humanity.

This paper will focus on the development of international cooperation projects that involve disability sports. In addition to the traditional role of rehabilitation intended for such sports in bringing about an individual's physical recovery, there are now expectations that disability sports can serve to empower people with disabilities in developing countries, change community attitudes towards people with disabilities, and promote their participation in their communities.

While the decision to award Tokyo the 2020 Olympic and Paralympic Games acted as a catalyst for the increased demand also in Japan for sports-based international cooperation projects, to date, understanding the current status of international cooperation initiatives in Japan involving disability sports has been limited to efforts by individual organizations such as ODA, JICA, NGOs and sports associations. No attempt has been made to establish an organized process for understanding the current status of programs conducted in Japan as a whole. To address this, this paper brings together as many cases as possible of Japanese international cooperation projects involving disability sports, and sets out what organizations in Japan conducted what kind of project.

While the number of international cooperation projects involving disability sports

conducted by Japanese organizations is not large, there has been a steady stream conducted chiefly by JICA volunteers. Including other government-related support projects and projects by private sector groups, this paper has found 70 projects. Based on what the projects provide, they can be categorized into economic cooperation, material resources cooperation, or human resources cooperation. Further organizing the projects based on type of activity results in 12 different categories. They primarily involve the dispatch of Japanese disability sports leaders and educators to provide personnel support in the development of exercise and sports programs for people with disabilities in the host country. Financial and material resources were provided as foundational support for those activities.

Projects involving the dispatch of personnel, categorized in this paper as human resources cooperation projects, are characterized by a wide scope of aspects that they encompass. They are involved not only in spreading disability sports and fostering athletes, but also in the design of programs and systems for the advancement of disability sports in the host country. While it is important to keep producing top athletes and foster individuals who can become local role models, for the full benefits of the projects to be sustained, support is required to build the recipient country's citizens' own capacity to operate its disability sports system independently and on an ongoing basis, after Japan's support comes to an end.

The discussion in this paper is mainly from the perspective of the advancement of disability sports, and the projects collected for this paper are those which mainly benefit people with disabilities. However, from the perspective of promoting sports based not only on being disabled or able-bodied, but also sports that can be played regardless of age and gender, the possibility exists for taking up many social issues, where the focus is not limited to benefitting people with disabilities. The possibility exists for developing a wide variety of international cooperation programs with their own aims and characteristics, based on whether disability sports is treated as its own category of sports, or where the primary aim is to encourage people with disabilities to participate in sports.